

ゴリラクリニック 医療広告ガイドラインについて



JUNIKAI
医療法人社団 十二会

医療法人社団十二会
ゴリラクリニック 運営本部

ゴリラクリニック・アフィリエイトプログラム提携のアフィリエイトメディア各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関における集患活動には、患者さまが不利益を被らないように厚生労働省が定める「医療広告ガイドライン」に準じた広告活動が義務付けられております。美容医療（美容クリニック）も例外ではなく、医療広告ガイドライン遵守が求められております。

消費者保護の観点から、2018年6月より、医療広告ガイドラインが一部改正され、より実態に即した広告ルールが施行されます。今までは医療広告ガイドラインの適用外であった「アフィリエイトメディア」についても、医療機関と同じ該当者となります。

医療法人社団十二会ゴリラクリニックは、アフィリエイトメディアは重要は集患手段であり、患者さまにとっても情報収集において貴重な情報源であることと認識しております。セミナー等においても啓蒙活動を行うとともに、より良い情報発信が出来るように努めて参ります。

各ASPを介して提携しているアフィリエイトメディアおよび、今後提携を希望されるアフィリエイトメディアさまには、医療広告ガイドライン遵守をお約束いただき、正しいアフィリエイト広告運用を行えるよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

2018年6月1日

医療法人社団十二会 ゴリラクリニック
運営本部

医療法人社団十二会ゴリラクリニックのアフィリエイト広告運用に関する、改正医療広告ガイドライン対応についての方向性概要は以下の3点です。

※内容については適時追加・修正を行います。

①医療広告ガイドラインを遵守しているメディアとのプログラム提携

アフィリエイトプログラムの提携申請について、新規メディアの内容審査を行います。

②医療広告ガイドライン違反しているメディアとのプログラム提携解消・及び報酬払戻し

現時点で提携をしているメディアの内容審査を行い、ガイドライン違反箇所の改修・修正願いを通達いたします。

改修・修正願いが実行されない場合、提携を解消し該当期間の報酬については払戻しを要求いたします。

※現時点でアフィリエイト提携メディア数が膨大なため、順次確認作業を進めてまいります。

③当局からの行政指導・行政処分の際の責任所在の明文化

ゴリラクリニックは法令遵守をメディア保有者および運営責任者に依頼しており、アフィリエイトメディアについて、運営責任の所在は各メディア保有者に属します。

ゴリラクリニック 各アフィリエイトプログラムに関する体験取材の受入について

取材素材については医療広告ガイドライン遵守の上、ご活用いただくようお願いいたします。

体験取材の受入は今まで同様に継続いたします。体験談掲載はアフィリエイトメディアにおいても不可となりますが、ビフォア・アフター写真などの素材作成や、リスク・痛み等の詳細説明には体験取材が必要だと考えます。また、クリニック紹介においても外観・内観などの写真も必要だと思っておりますので、ぜひ取材のお申込みをお待ちしております。

医療広告ガイドラインについてのお問合せ

医療広告ガイドラインについてのお問い合わせはご利用のASPへご連絡ください。

医療広告ガイドラインについては、関連法律に基づいた規制も含まれております。私たちへお問合せ頂いたとしても、リーガルチェック等のサービスは行っておりませんのでご了承ください。運営サイトのご相談については、ご利用のASPへお問い合わせください。